

許可番号 04020001312

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡県糟屋郡新宮町大字立花口2191番地1
氏名 福岡産業開発株式会社
代表取締役 吉永 清美

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 平成 28 年 12 月 1 日

許可の有効年月日 令和 5 年 11 月 30 日

1. 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

中間処理(選別): 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については、自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8品目

中間処理(破砕): 廃プラスチック類、金属くず(以上2品目については、自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず等(廃石膏ボード及び廃コンクリートに限る。)、がれき類 以上8品目

中間処理(圧縮梱包): 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除き、軟質系に限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず等(廃ガラスウールに限る。)
以上6品目

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

選別施設: 設置場所 福岡県糟屋郡新宮町大字立花口字左屋ノ下2191番1

設置年月日 平成9年1月27日

処理能力 84.0t/日(8時間)

(以下第2面記載)

破碎施設 設置場所 福岡県糟屋郡新宮町大字立花口字左屋ノ下2191番3

設置年月日 平成27年10月1日

処理能力 廃プラスチック類 2.64t/日(8時間)

紙くず 2.64t/日(8時間)

木くず 3.60t/日(8時間)

繊維くず 1.30t/日(8時間)

ゴムくず 2.22t/日(8時間)

金属くず 4.84t/日(8時間)

ガラスくず等 3.27t/日(8時間)

がれき類 4.84t/日(8時間)

圧縮梱包施設 設置場所 福岡県糟屋郡新宮町大字立花口字左屋ノ下2193番3

設置年月日 平成26年6月1日

処理能力 238t/日(8時間)

以下余白

3. 許可の条件

- (1) 中間処理(選別)に係る処理前産業廃棄物の保管数量は434m³以下とすること。
- (2) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず)、混合廃棄物(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類)、木くず)の保管数量はそれぞれ24m³以下とすること。
- (3) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類))の保管数量は119m³以下とすること。
- (4) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類))の保管数量は46m³以下とすること。
- (5) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(ゴムくず、ガラスくず等、がれき類))の保管数量は12.8m³以下とすること。
- (6) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ガラスくず等(廃石膏ボードに限る。))の保管数量は44.5m³以下とすること。
- (7) 中間処理(選別)に係る処理後産業廃棄物(ふるい下残さ)の保管数量は6m³以下とすること。
- (8) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(廃プラスチック類)の保管数量は23m³以下とすること。
- (9) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず))の保管数量は72.7m³以下とすること。
- (10) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理前産業廃棄物(ガラスくず等(廃グラスウールに限る。))の保管数量は6m³以下とすること。
- (11) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず))の保管数量は72m³以下とすること。
- (12) 中間処理(圧縮梱包)に係る処理後産業廃棄物(混合廃棄物(廃プラスチック類、ガラスくず等(廃グラスウールに限る。))の保管数量は149m³以下とすること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成 8年12月 1日 更新許可
- 平成12年 2月25日 変更許可により中間処理(選別)の追加
- 平成12年 5月 8日 変更許可により中間処理(焼却)に係る取扱品目(繊維くず)の追加
- 平成13年 7月26日 変更許可により中間処理(破碎)の追加
- 平成13年12月 1日 更新許可
- 平成18年 3月23日 変更許可により中間処理(破碎)に係る取扱品目(廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず)の追加
- 平成18年11月30日 変更届出により最終処分(埋立)の廃止(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第8項の規定により、平成19年10月3日(届出日)まで効力を有する。)
- 平成18年12月 1日 更新許可
- 平成20年 4月28日 変更許可により中間処理(破碎)に係る取扱品目(がれき類)の追加及び取扱品目(ガラスくず等)の限定の変更
- 平成23年 7月 7日 変更届出により中間処理(焼却)の廃止
- 平成23年12月 1日 更新許可
- 平成27年11月16日 変更許可により中間処理(圧縮梱包)の追加
- 平成28年12月 1日 更新許可

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

